

豊後岡藩三佐町・港絵図について

後藤重巳・上原翔平・串間聖剛
中野正裕・野間 聡

一、はじめに

豊後国大分郡海原・三佐の両村は、近世期を通じて大野川河口の三角洲に形成された孤立した中洲の中に所在していたが、三佐村に所属する港と、一部が海原村にまたがる町とは、岡藩の在町であり、唯一の外港として極めて重要な存在であった。

この三佐町・港については、『大分県史』をはじめ、関連市町村史・岡藩関係の諸著述、大野川通船関係の研究など、様々な研究の場で触れられて来たが①、関係資料が寡少で、これまで町家や港湾施設の具体相は判然としなかった。

ここでは、別府大学附属博物館が所蔵する「三佐町・港絵図」（仮称）と他に一点の新史料について紹介する。紙幅の制約から詳しい考察は機を改めて行いたいと思う。

岡藩と三佐との関係については、「御覧帳細注」の「三佐御替地之事」をはじめ、「中川氏年譜」・「津山氏勤録」などによって、当初の経緯をおぼろげに知ることが出来る。

「中川氏年譜」もしくは「御覧帳細注」などの草稿かと思われる史料（渡辺家旧蔵文書）の
「三佐船着之事 且替地一切」には、

一、元和二年十月廿六日、御船着替ル、萩原御受取ニ付、中川大隅罷越、御屋敷・町割等申付ル、八月十五日ヨリ今津留川セキ御普請始ル、

一、元和中、三佐海辺塩浜始ル、釘屋風塵ト云者始ル、

一、同五年、今津留御船着、萩原ニ替ル、

一、同六年、今津留川堤御普請、中川式部見分、翌年二月廿九日、又見分、

一、同九年三月廿九日、萩原御船着、三佐ト御替地被仰付、四月二日萩原、公儀衆へ引渡、中川式部右御用相勤ル、同閏八月廿三日、三佐海原御船着ニ相渡、中川式部罷出受取、安威儀太夫・古沢将監・熊田久左衛門、御普請御用被仰付、同九月十三日、中川式部三佐へ町割申付ル、

一、元文五年六月十二日、久世ヶ瀬橋堤、去年当春出来、河村式右衛門御用相務、三佐奉行安西政次郎、
と云う年譜的記事がある。

文禄二年、中川氏の岡入封とともに、萩原が同氏の船着場となったが、元和九年、同村が松平忠直の所領となった際に、替地として海原村とともに三佐村が与えられたことよって、三佐と岡藩との関係がはじまる。

先と同じ史料群の中の「御代官」と題する草稿らしき記録の「三佐代官支配之事」には、

三佐五ヶ村右は古来御船奉行津山勘右衛門支配いたし来候処、以来三佐御代官被仰付候、後ハ今市御代官ヨリ受持ニナル、との記事が見える。

『中川史料集』などには、三佐の船着の建設と改修、石垣築造、塩田、新田開発などのほか、藩主の参勤交代の際の「御召船」の発着、災害記事が散見する。

二、「三佐町・港絵図」について

本絵図は、以前に古書肆から購求したもので、現在、附属博物館の所蔵となっている。

絵図の法量は、縦一八三センチメートル、横三二三センチメートルの彩色大敷図である。

調製年代については、絵図左上隅の凡例に、

享和三癸亥年十月

三佐御用地並御家人屋舗

検地改之節、三佐一円見分

画図出来

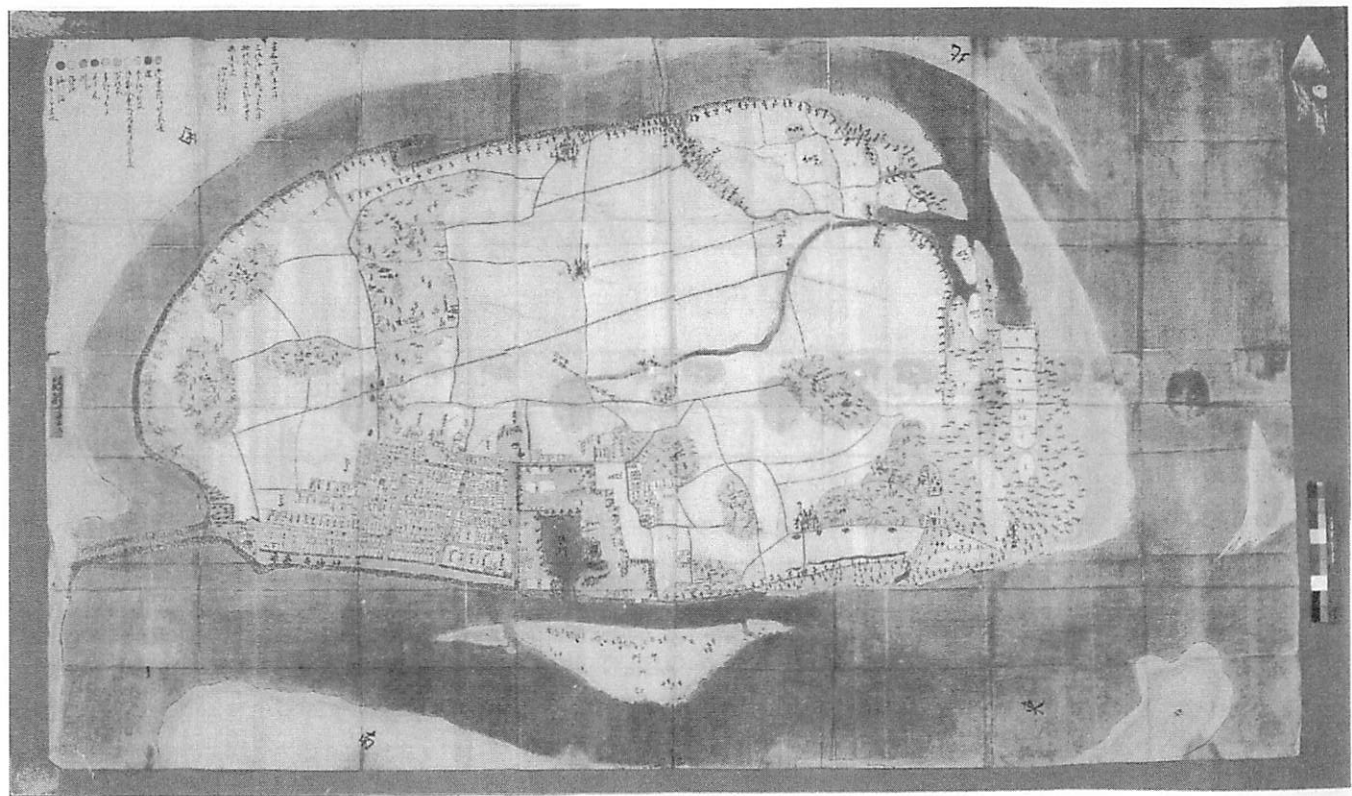
但、付洲並欠洲等

其節之形 図面之通也、

とあり、享和三三年（一八〇三）三月、三佐町・港など藩の「用地」と家臣屋敷の検地に際し、三佐一帯を見分して絵図に仕立てたものとなり、調製時期と目的とが明確にされる絵図である。

凡例では、絵図には、御屋敷内並町家通・道・寺社並町家・御家人屋敷同明屋敷並町家明屋敷・百姓家・青野並土手・草木・洲・塩浜・海川溜・空地について色分けして示すとあるが、堀川（御船入・港）と関係諸施設、三佐村・海原村の集落、新田に関する明細に示されている。

いま、絵図全体を示すと、第1図のようである。



第1図 「三佐町・港絵図」

凡例左横中央部に「三佐町御用並御家人屋敷之図」との外題の貼紙があるが、これは後補のものらしく、ここでは表記のよ
うに仮称する。

竹田市立図書館には、正確な年代は不詳ながら明治初期と思われる「三佐港地図」と題される絵図があり、これは大分郡の
諸村の位置関係を示すもので、その内に、ほぼ円状の島の中に三佐町と三佐港を描いている。



第2図 「三佐港地図」

この「三佐港地図」は、町家と港部分の位置関係は、本図に
極似しているが、町家の様子は著しく略されている。三佐町が
衰退した時点のものであろうか。

さて、岡領の海原・三佐両村の村境については、第5図に示
す円光寺・尋声寺・海潮寺の三寺のうち、尋声寺境内西端から
北方に、絵図の「長沼」（旧河床水路）の西南端を結ぶ線（破
線）に「村境」が設定されており、西方が海原村、東方が三佐
村となっている。その境界線は、川や谷、道路などの傍示とな
る物は何も無く、恐らくは「長沼」の延長線上の旧河床地形な
どを当てに設定したものらしく、線引きが難しく、絵図には
町屋家・港部分の周辺各所に「海原村地」「三佐村地」と明記
される所以である②。

町家地区では、両村の境界は明確でないが、後述するように、
町の最西南端「下町」の西側町並みと「出町」の両側、「横町」
の西端に「海原百姓」の家計十一軒があり、この地区は海原村

の村域であつたらしいことがわかる。

横町・裏町・下町・中町に囲まれた町域に「愛宕社」が鎮座しているが、この社は、『豊後国志』に云う海原村の「愛宕社」と考えられ、裏町・横町・中町の一部も海原村内であつたらしい。

にもかかわらず、堀川（船入）地区と町域の大半が三佐村の内であることから「三佐町」「三佐港」の名称が付されて当然と考えられたものであろう。

三、町と港の俯瞰

三佐町は、大きく町家と堀川（舟入・港）の港湾地区に分けられる。

町と港湾地区との境には「広小路」が設けられ、このゾーンを境に西南方が町家、東北方位が港湾地区である。

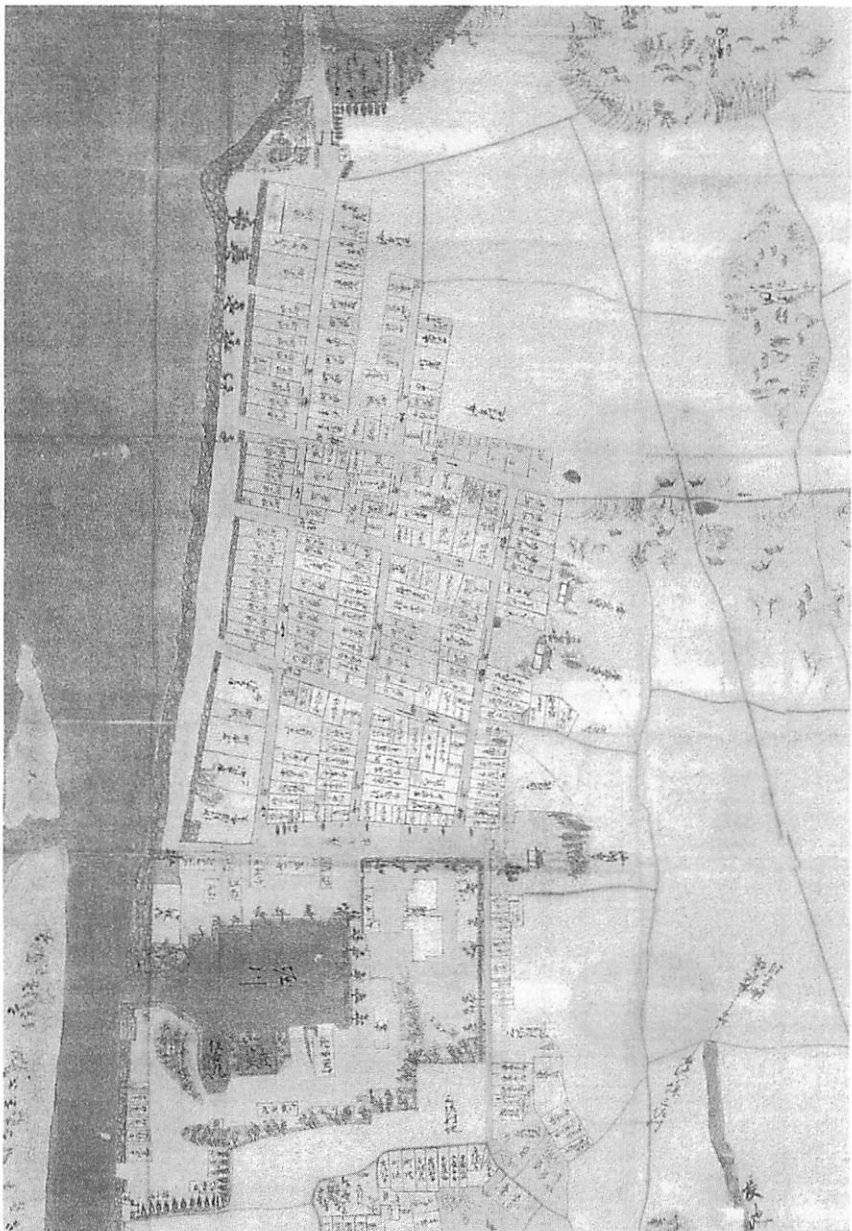
島の周囲には、堀川内面三方を含めて、湾口両岸前面付近の岸から西回りにはほぼ半周する部分に石垣が築かれて、川上大野川の増水による水災害に備えての護岸が築かれている。

島へは、先に見たように元文五年六月、「久世ヶ瀬橋堤……」と云う記事があり、府内方面からの通路として「橋堤」が設けられていた。この橋堤を通過し海原村内に設けられた門と番所を抜け、新町から本町通りを直進すると広小路に突き当たる。

この番所口が『中川史料集』で述べられる「三佐の二番所口」のひとつである。

護岸の石垣と町家との間に平行に、やや広めの空地（通路）があり、家並みの端には石垣がみられる。

本稿では、紙幅の関係から、三佐町の町割と船入地区の状況のみについて焦点を当てることを了承されたい。残る部分は、追って紹介する予定である。



第3図 町と堀川の俯瞰

イ、町家地区

町は、広小路とほぼ直角に岸辺から本町・中町・裏町の三つの通りがあり、本町の延長に新町、中町の末に出町がある。

一方、広小路とほぼ平行に、二筋の横町があり、最西端三筋目の横町の延長線上に下町が開けている。

渡堤の久世ヶ瀬橋堤を渡り、番所の門を通り、新町から本町を経て広小路に通じる通りは、まさに本町通りである。

中町は、もともと内陸の裏町と本町の間に位置し、本町・中町・裏町の三町の配置は、町割計画当初からの町であったことを伺わせる。これに対して、下町・出町・新町は、その町名から見ても、のちに開かれた新町であったことは疑いない。

町は、広小路に接する本町通りと横町筋に囲まれた地域に、「御目附長屋」をはじめ、一ノ御客屋・二ノ御客屋が設置されており、町屋敷と町家が隣接して一屋敷ずつ含まれているが、藩の公的な施設地区であったことがわかる。

町内の屋敷割りには、本来、ほぼ南北方向の短冊型であったらしいが、のち、一部は合筆あいは分筆されて、方形敷地や小敷地に変化したものがみられる。また、町中には「空地」が数か所散見される。

約二六〇筆の屋敷地のうち、町人の「町家」は、本町通両側・新町通りに集中し、「町家」は総数八十軒数である。屋敷の中には「町屋敷」と記されるもの七つがあり、他は大半が岡藩家臣の屋敷であるものと考えられる③。

広小路の裏町通り口と中町通口の間地点、中町口・本町口付近と、裏町と横町が交差する地点に総計四つの井戸があり、裏町通りに横町がT字形に交差する突き当たり地点に「御用地用水池」がある。

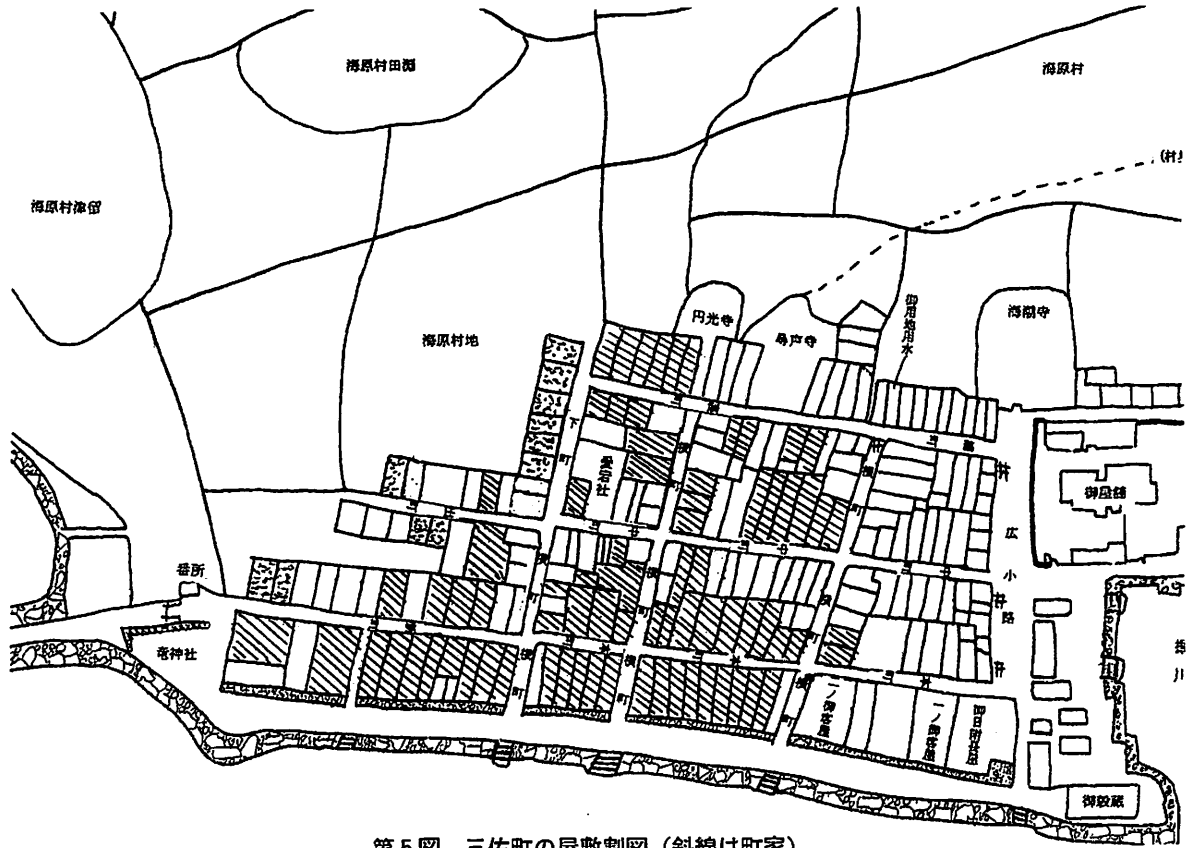
また、本町通りと横町筋が交差する地点には「制札場」がある。

下町筋、出町通り、新町通りには、総計十一軒の「海原百姓」の屋敷が見られる。

なお、広小路・横町筋以下、各筋からは、川岸護岸の石垣に階段が設けられ、川面に通じている。川舟の河岸として利用されたものであろう。



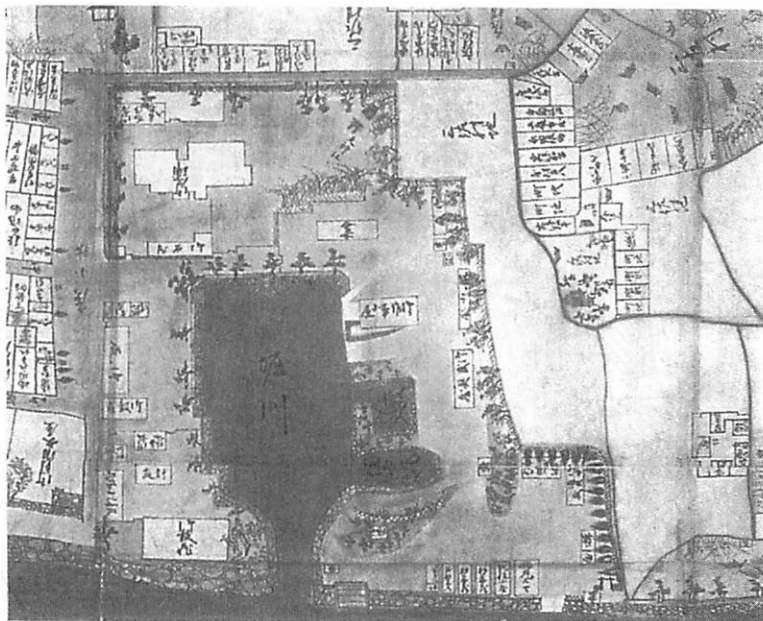
第4図 町の俯瞰図



第5図 三佐町の屋敷割図(斜線は町家)

ロ、「堀川」とその周辺

三佐の心臓部分にあたる「堀川」つまり「御船着」（港）とその周辺施設は、第6図の絵図部分図に示されるとおりである。



第6図 堀川周辺の俯瞰図

堀川は、三面を石垣で築かれ、港内にさらに藩主の召船「住吉丸」の繫留施設と「三艘御船入」と記す召換船の繫留場らしき施設がある。「召替船」の繫留や、近くに「御作事小屋」があることから、この船入は召船の修復の際などにも利用された「ドック」的役目も果たしていたものと思われる。作事小屋の両脇に護岸石垣のない部分があるが、作事のために船舟を陸揚げする場所とも考えられる。

堀川の西方広小路側には、穀物蔵・銀札場蔵・計庭・穀方役所をはじめ、吟味役・横目などの詰所、厩などの施設が集中的に見られ、築地や柵もなく、町人に対して日常生活の場として解放された公共的地区であつたらしい。

堀川の奥正面に御屋敷と厨房施設（台所）を伴うらしい「台所御用物入」の建物があり、周囲は石垣で防備されている。御屋敷を含む区域には、そのほかに御石蔵や、炭屋などがある。

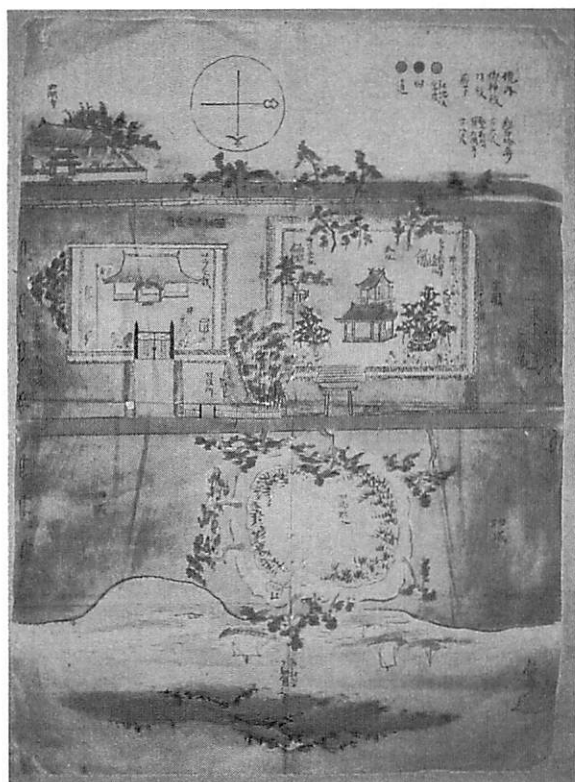
堀川の東北方一帯には御屋敷周りの石垣に続いて矢米垣が設けられ、この内側に作事小屋・武具蔵・船道具蔵（二棟）・

段道とが見える。一般船の修理で陸揚げの際などには、この道が利用されるのかも知れない。

以上の諸施設は堀川の東北方に集中的に配置されており、港湾が有機的に機能していたことを予測させるものである。

御屋敷の裏通りから北東にかけて、「三佐村地」や「町地」に、藩の家臣と思われる者の旧屋敷地が混在しており、これらの屋敷が、かつて堀川地区の防衛的役目を果たしていたものと思われる。

五、その他の参考新史料



第8図 「三佐絵図」(仮称)

附属博物館には、他に明治十年前後のものと思われる三佐絵図がある。

法量縦五二センチ、横三七・五センチの小絵図で、旧三佐御船入・御屋敷・天神社などが描かれている。廃藩後に、施設が全面的に廃棄されたのちの状況を示すものである。

右に示されるように、絵図には「旧御船入」とあり、すでに港口が埋め立てられ、溜池状になっている。

「旧御屋敷」には、建物左手前に「三佐巖」と書かれた旗が立てられ、学校に変わり、門前右脇には「村役所」の建物と文字があり、別に門口が設けられている。

欄外の凡例によると新設の神殿部分は、東西二十一間、南北十間とあり、「境内二百十歩、御神殿 方六尺、拝殿 竪二間・横二間半、廊下 方八尺」とある。

旧広小路をはじめ、御屋敷・神社・旧御船入の四周はすべて「畑成即チ桑園」「元広小路即畑成」などと記されており、神殿の北隣りに「養蚕場」が建っている。

旧御屋敷(学校)と神殿の堀外の通路は、「旧裏門通」とあり、西側に海潮寺が隣接している。

このような背景からみて、当絵図の調製は、学制が施行された後から、郡・村制が行われた明治十一年を前後するものかと考えられ、桑・養蚕の振興の時期と期を同じにする。また、社の反別・丈量などから、旧三佐港の規模が推測できよう。

旧船入の前には「遠く鶴崎並志村ヲ望ム」と記され、正面の鶴崎とともに北側に家嶋の遠景が描かれており、三佐港の周囲との位置関係も推し量れる。

城下町ならいざ知らず、在郷町の詳細が、殊に港湾の状況が、これほど明細に記される例は、近在には珍しい。残念ながら、この絵図のさらに詳細な内実を語る史料は管見しない。

本稿は、紙数の制約から、絵図面の一部分のみに焦点を当てたが、残る部分については追って案内を試みたい。

注 ①『大分県史』・『大分市史』・『大分県の地名』・『大分県地名辞典』・『大分歴史事典』・『竹田市史』・『大野川―自然・社会・教育―』そのほか。(発行者・著者・発行所・年月日略)

②三佐村・海原村の江戸三時期・明治初期の村高は次のとおり。

三 佐 村 海 原 村

正保郷帳 田高一石余 畑高一五〇石余 田高六石余 畑高一〇一石余

元禄郷帳 田畑合 一五四石余 田畑 合 一〇七石余

天保郷帳 田畑 合 一九五石余 田畑 合 一二二石余

旧高旧領 田畑 合 三二九石余 田畑 合 二二四石余

③三佐町の町内に屋敷を持つ町人(町家)と岡藩家中(家臣)を明確に区分しうる史料は管見しない。百余を越す家臣屋敷が、藩の扶持を受ける身分の者のほか屋敷の中には「役の者〇〇」(役職者)と記されるものなどが散見しており、それらの詳細については、何れ論考編で、考察したい。

④「文久三亥年四月上旬、於犬飼写之」と後書きのある「御覧帳写」(佐藤氏文書)によると、三佐港には、御召船「住吉丸」のほかに、一輪丸があり、「一輪丸、御召替御用立、但、伝聞老艘付居申候」と見え、一輪丸が「召替船」であったことがわかる。このほか白鶴丸・龍徳丸・一言丸など十艘余の「御用立」の船と、大平田など運搬船が総計三十艘列記されている。これらは「三佐在町廻船」とは別で、この写帳には「在町廻船拾三艘」がある。

竹田市「古庄家文書」の「明治三年三佐港廻船記」によると、当港には、廿五反帆五百石積みの天神丸(船主広五郎直乗)以下、十二艘の在町廻船があり、うち十一艘は「江戸廻船」と見え、この広五郎の天神丸は文久三年、佐渡からの帰途、石州浜田外ノ浦に入港した廻船と同じものと思われる(『諸国客船帳』)。